



# 第13期 定時株主総会 招集ご通知



2026年3月26日（木曜日）

日時

午前11時（配信開始：午前10時30分）

## 開催方法

場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）として開催いたします。

※完全オンラインにて開催するため、株主様が実際にご来場いただく会場はございませんので、ご注意ください。

※当日のご出席方法の詳細は5ページ以降の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご確認ください。

## 決議事項

第1号議案：取締役5名選任の件

第2号議案：監査役2名選任の件

BASE株式会社

証券コード：4477

証券コード 4477  
2026年3月5日  
(電子提供措置の開始日2026年3月4日)

株 主 各 位

東京都港区六本木三丁目2番1号  
住友不動産六本木グランドタワー37階

**B A S E 株 式 会 社**

代表取締役CEO 鶴 岡 裕 太

## 第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は当社定款の定めに基づき、場所の定めのない株主総会（以下、「バーチャルオンリー株主総会」という。）として開催いたします。

本株主総会には、ご来場いただく会場をご用意しておりませんので、当社指定のウェブサイトからご出席くださいますようお願い申し上げます。ご出席や議決権行使の方法等の詳細につきましては、5ページ以降の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご確認ください。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

- 当社ウェブサイト <https://binc.jp/ir/meeting>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

- 東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



株主様におかれましては、当日の出席に代えて、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、3ページ及び4ページに記載のご案内に従い、2026年3月25日（水曜日）午後7時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年3月26日(木曜日)午前11時(配信開始:午前10時30分予定)
2. 開催方法 **バーチャルオンリー株主総会とします。**  
※完全オンラインにて開催するため、株主様が実際にご来場いただく会場はございません。詳細は5ページ以降の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご確認ください。
3. 目的事項
  1. 報告事項
    1. 第13期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第13期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)計算書類の内容報告の件
  2. 決議事項
    - 第1号議案 取締役5名選任の件
    - 第2号議案 監査役2名選任の件
4. その他招集にあたっての決定事項
  1. 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。
  2. 通信障害等により、本株主総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本株主総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本株主総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、2026年3月27日(金曜日)午前11時より、本株主総会の延会又は継続会を開催いたします。  
その場合は、速やかに当社ウェブサイト(<https://binc.jp/ir/meeting>)でお知らせしますので、5ページ以降の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」に従って手続きの上、本株主総会の延会又は継続会にご出席くださいますようお願い申し上げます。

以上

- 
- ※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ※電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第15条の規定に基づき、各ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・事業報告「会社の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主様の重要な権利です。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権の行使には下記の方法がございます。

### インターネット

4 ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

2026年3月25日(水)  
午後7時まで



### 書面 (郵送)

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

(下記の行使期限までに到着するようご返送ください)

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年3月25日(水)  
午後7時 到着分まで



### バーチャルオンリー株主総会にご出席される場合

5 ページ以降に記載の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご参照の上、バーチャルオンリー株主総会にご出席ください。

開催日時 2026年3月26日(木) 午前11時



#### 【機関投資家の皆様へ】

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

# インターネットによる議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

## スマートフォン等によるQRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載の「QRコード」をスマートフォン等により読み取ることで、議決権行使ウェブサイトへ自動的に接続し、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく、議決権行使を行うことが可能です。

### 1 QRコードを読み取る

同封の議決権行使書用紙に記載の「QRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



※ QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

### 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## インターネットによる議決権行使される場合のご注意

- (1) 午前2時30分から午前4時30分までは議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- (2) 書面とインターネットにより二重に議決権が行使された場合、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
- (3) インターネットにより複数回議決権が行使された場合、最後に行われたものを有効といたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使について、  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部 (ヘルプデスク)  
**0120-173-027** (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

## パソコンによる議決権行使の手順

### 1 ウェブサイトへアクセス

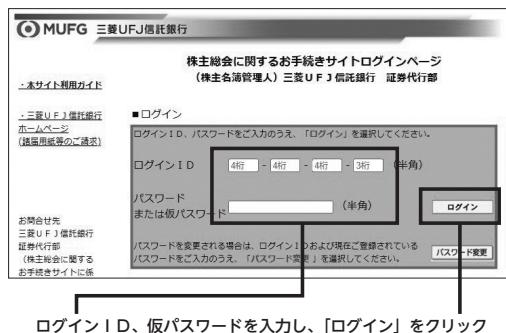
議決権行使ウェブサイトURL：

<https://evote.tr.mufg.jp/>

にアクセス

### 2

お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



ログインID、仮パスワードを入力し、「ログイン」をクリック

### 3

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

# バーチャルオンリー株主総会のご案内

本株主総会は、インターネット上でのみ開催する『バーチャルオンリー株主総会』です。  
株主様が実際にご来場いただく会場はございませんので、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。

ご出席いただくために必要となるウェブサイトURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細は以下のとおりご案内申し上げます。

株主総会当日に当社指定のウェブサイト (<https://web.sharely.app/login/base-13>) からインターネット上で出席し、ライブ配信映像のご視聴、議決権行使の他、株主総会の目的事項に関するご質問、動議のご提出等が可能です。また、同ウェブサイト内より、事前のご質問をお受けしていますので、是非ご利用ください。

## 1. 開催日時

2026年3月26日（木曜日）午前11時（配信開始：午前10時30分予定）

## 2. 当日のアクセス方法

- (1) バーチャルオンリー株主総会にご出席される株主様は、以下ウェブサイトよりライブ配信ページにアクセスください。

● アクセス先：<https://web.sharely.app/login/base-13>



- (2) 議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、画面表示に従ってご入力いただきログインしてください。

### 【ログイン時の必要事項】

株主番号（議決権行使書のログインID欄に記載の8桁の数字）、郵便番号、保有株式数

※事前に書面（郵送）による議決権を行使する場合は、議決権行使書用紙を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を必ずお手許にお控えください。

※本株主総会に対応している言語は、日本語のみとなります。

※ご不明点に関しては、以下FAQサイトをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

### 3. 当日の議決権行使、質問及び動議の提出方法

前ページのライブ配信ページにログイン後、議長の指示に従って、以下のとおりご対応ください。

#### (1) 議決権行使方法

画面下部の「決議」ボタンより賛否をご入力ください。

※事前に書面（郵送）又はインターネットによる議決権行使を行った株主様が当日ご出席された場合は以下、①又は②のとおり対応いたします。

①当日の議決権行使を確認できた時点で、事前の議決権行使を無効とします。

②当日の議決権行使が確認できなかった場合、事前の議決権行使を有効とします。

#### (2) 質問方法

画面下部の「質問」ボタンより本株主総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。

なお、ご質問は1問につき150文字までとさせていただきます。

#### (3) 動議の提出方法

動議をご提出される場合には、画面下部の「動議」ボタン内から動議の種類を選択しご入力をお願いいたします。

### 4. 事前質問の提出方法

株主総会の開催に先立ち、本定時株主総会の目的事項に関して、ご質問をお送りいただけます。

(1) 以下のURL又はQRコードを読み込み、事前質問受付画面にアクセスしてください。

● 事前質問提出URL：  
[https://web.sharely.app/e/base-13/pre\\_question](https://web.sharely.app/e/base-13/pre_question)



(2) 事前質問受付画面に接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を画面表示に従ってご入力いただきログインしてください。

#### 【ログイン時の必要事項】

**株主番号（議決権行使書のログインID欄に記載の8桁の数字）、郵便番号、保有株式数**

(3) 事前質問受付画面より本株主総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。  
なお、ご質問は1問につき150文字までとさせていただきます。

<事前質問受付期限>

**2026年3月23日（月曜日）午後7時まで**

※株主の皆様のご関心が特に高いと思われる事項を中心に、株主総会当日にご回答させていただく予定です。  
※株主総会の進行上の都合やご質問内容により、全てのご質問にお答えできない場合がございます。

## 5. 代理人による出席方法

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主様は、株主総会に先立って、当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要となりますので、以下の提出先までご送付ください。委任状の様式その他必要情報については、以下「代理人による議決権行使等に関するお問い合わせ先」までお問い合わせください。

<代理人による議決権行使等に関するお問い合わせ先>

shareholdersmeeting2026@binc.jp

<代理人に関する書類のご提出先>

〒106-6237 東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー 37F

BASE株式会社

株主総会運営事務局 宛

<ご提出期限>

**2026年3月19日（木曜日）午後7時必着**

※提出期限までに必要書類が当社に届かなかった場合は、代理人による出席は認められませんのでご了承ください。

※ご提出いただいた書類に不備があった場合は、有効な委任としてお取り扱いできない場合がございます。

## 6. その他注意事項

- インターネットの使用に支障のある株主様は、事前に書面（郵送）により議決権を行使ください。書面（郵送）による行使の方法は、3ページの「議決権行使のご案内」をご確認ください。
- 本株主総会では、通信障害対策が講じられたシステムを利用いたします。また、株主総会当日に通信障害が生じた場合でも速やかに復旧可能な体制により運営いたします。
- 株主総会当日は安定した配信に努め、通信障害が発生した場合に備え具体的な対処のマニュアルも準備しておりますが、視聴される株主様の通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性がございます。
- 株主総会当日において、株主様側の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましては、一切の責任を負いかねます。
- ご出席いただく際の通信機器類、接続料金及び通信料等の一切の費用は株主様のご負担となります。
- 映像や音声データの録画・録音、第三者への提供、SNSなど公開での上映、転載・複製は禁じます。また、ログイン方法やログインに必要な項目を第三者に伝えることも禁じます。
- その他配信システムに関するご不明点に関しましては、以下FAQサイトをご確認ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

**【当日のログイン方法、操作方法等に関するお問い合わせ先】**

お問い合わせ先：システム運営会社（Sharely株式会社）

03-6683-7661（受付日時：2026年3月26日（木曜日）午前10時～株主総会終了まで）

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案は取締役会の任意の諮問機関であり過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会での審議結果を踏まえた上で付議しております。

取締役候補者は以下のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別	取締役候補者属性	当社における現在の地位及 び担当	当事業年度における 取締役会出席状況	在任年数 (本総会終結時)
1	<small>つるおか ゆうた</small> 鶴岡 裕太	男性	再任	代表取締役上級執行役員 CEO	100% (29/29回)	13年3か月
2	<small>はらだ けん</small> 原田 健	男性	再任	取締役上級執行役員CFO	100% (29/29回)	10年1か月
3	<small>しむら まさゆき</small> 志村 正之	男性	再任 社外 独立	社外取締役	100% (29/29回)	6年7か月
4	<small>まつざき</small> 松崎 みさ	女性	再任 社外 独立	社外取締役	96.6% (28/29回)	4年
5	<small>すずき なおこ</small> 鈴木 順子	女性	再任 社外 独立	社外取締役	100% (21/21回)	1年

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
1	つる おか ゆう た <b>鶴 岡 裕 太</b> (1989年12月28日) 再任	2012年12月 当社設立 代表取締役CEO就任 2018年 1 月 PAY株式会社 取締役就任 2020年12月 株式会社CAMPFIRE 取締役就任 (現任) 2021年 3 月 当社 代表取締役上級執行役員CEO就任 (現任) 2025年 6 月 株式会社E ストアー 取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社CAMPFIRE 取締役 株式会社E ストアー 取締役	18,607,178株

#### 取締役候補者とした理由

2012年12月の当社設立以来、代表取締役として当社の経営の指揮を執り、当社の企業価値の向上に貢献しております。また、EC業界や決済業界に豊富な知見を有しており、当社取締役会の監督機能及び意思決定機能の強化が期待されるため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。また、選任後は、指名委員及び報酬委員として活動いただくことを予定しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	はら だ けん 原 田 健 (1977年3月28日) 再任	2000年4月 安藤建設株式会社 (現：株式会社安藤・間) 入社 2007年9月 株式会社ミクシィ (現：株式会社MIXI) 入社 2013年8月 株式会社フリークアウト (現：株式会社フリークアウト・ホールディングス) 入社 2015年6月 当社 入社 2016年2月 当社 取締役CFO就任 2018年1月 PAY株式会社 取締役就任 (現任) 2021年3月 当社 取締役上級執行役員CFO就任 (現任) 2024年8月 want.jp株式会社 取締役就任 (現任) 2025年6月 株式会社Eストアー 取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) PAY株式会社 取締役 want.jp株式会社 取締役 株式会社Eストアー 取締役	551,306株

#### 取締役候補者とした理由

当社入社以来、一貫してコーポレート部門全体を統括し当社の成長をけん引するとともに、特にCFOとして財務戦略分野における豊富な経験と高い見識を有しております。当社事業に精通しており、当社取締役会の監督機能及び意思決定機能の強化が期待されるため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	しむらまさゆき <b>志村正之</b> (1958年9月7日) 再任 社外 独立	1982年4月 株式会社三井銀行（現：株式会社三井住友銀行）入行 2010年4月 同行 執行役員アジア・大洋州本部長就任 2015年4月 同行 専務執行役員（経営会議メンバー）就任 2017年5月 三井住友カード株式会社 専務執行役員就任 2018年6月 同社 代表取締役専務執行役員就任 2019年7月 株式会社Shimura&Partners設立 代表取締役就任（現任） 2019年8月 当社 社外取締役就任（現任） 2020年3月 株式会社bitFlyer Holdings 社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2020年12月 メドピア株式会社 社外取締役就任 2021年4月 株式会社HashPort 社外取締役就任 2022年12月 株式会社デジタルプラス 社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2025年3月 かっこ株式会社 社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2025年4月 株式会社スタイル・エッジ 社外取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社Shimura&Partners 代表取締役	46,244株

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

金融・決済業界への深い知見と経験を有しており、社外取締役として当社経営への監督・助言に貢献いただいております。当社取締役会の監督機能及び意思決定機能の強化が期待されるため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

また、選任後は、指名委員及び報酬委員として活動いただくことを予定しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	まつ びさ <b>松崎みさ</b> (1970年11月18日) 再任 社外 独立	1993年4月 株式会社モベラ 入社 1997年6月 株式会社アガスタ設立 代表取締役就任 2010年12月 一般社団法人ナチュラルビューティスト協会設立 代表理事就任 2014年6月 株式会社People Worldwide設立 代表取締役就任 2014年6月 ゲンダイエージェンシー株式会社 社外取締役就任 2017年7月 株式会社WORK JAPAN設立 代表取締役就任 2021年11月 Apricot Planet Pte.Ltd.設立 代表取締役就任 (現任) 2022年3月 当社 社外取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) Apricot Planet Pte.Ltd 代表取締役	37,248株

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

自身が起業した会社をはじめとして複数の企業における代表取締役及び取締役としての経営経験を有し、社外取締役として当社経営への監督・助言に貢献いただいております。当社取締役会の監督機能及び意思決定機能の強化が期待されるため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	<p>すずき なおこ 鈴木 順子 (1971年5月4日)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>1994年 4月 三菱商事株式会社 入社 2007年 8月 BP JAPAN株式会社 入社 2008年 8月 同社Vice President, Gas Japan, IST 就任 2016年 5月 株式会社F-Power入社、同社執行役員 就任 2016年 7月 同社 代表取締役社長就任 2018年11月 株式会社レノバ入社、同社CHRO就任 2019年 1月 同社 執行役員CHRO就任 2023年 6月 株式会社KSK 社外取締役就任 (現任) 2023年 7月 メドピア株式会社 執行役員就任 2025年 3月 当社 社外取締役就任 (現任)</p>	5,630株

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

代表取締役としての企業経営の経験や執行役員CHROとして人事組織開発の経験、日本企業と外資系企業、スタートアップ企業と大企業等、異なる組織風土の企業で様々な業務に従事し、幅広い見識を有することから、当社取締役会の監督機能及び意思決定機能の強化が期待されるため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

また、選任後は、指名委員及び報酬委員として活動いただくことを予定しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 松崎みさ氏の戸籍上の氏名は江戸みさであります。  
3. 鈴木順子氏の戸籍上の氏名は大原順子であります。  
4. 志村正之氏、松崎みさ氏、鈴木順子氏は社外取締役候補者であります。  
5. 志村正之氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結のときをもって6年7ヶ月となります。  
6. 松崎みさ氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結のときをもって4年となります。  
7. 鈴木順子氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結のときをもって1年となります。  
8. 当社は、志村正之氏、松崎みさ氏及び鈴木順子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。志村正之氏、松崎みさ氏及び鈴木順子氏の選任が承認された場合、当社は各氏を引き続き独立役員とする予定であります。  
9. 志村正之氏、松崎みさ氏及び鈴木順子氏は、当社との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しておりま

す。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。志村正之氏、松崎みさ氏及び鈴木順子氏の選任が承認された場合、当社は、各候補者との責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約の内容の概要等は、事業報告「4.(2)責任限定契約の内容の概要」をご参照ください。

10. 当社は、鶴岡裕太氏、原田健氏、志村正之氏、松崎みさ氏及び鈴木順子氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。各候補者の選任が承認された場合、当社は各候補者との間の当該補償契約を継続する予定であります。なお、当該契約の内容の概要等は、事業報告「4.(3)補償契約の内容の概要」をご参照ください。
11. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる賠償金を補填することとしております。被保険者は当社グループの全ての取締役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の内容の概要等は、事業報告「4.(4)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。

(ご参考)

本株主総会において各取締役候補者が選任された場合のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。本表は、各取締役の全てのスキルを表すものではなく、各取締役の知識や経験等に照らして、当社が取締役会での議論への貢献を期待する分野を1人最大5つまでマッピングしたものととなります。

氏名	当社における地位	経営 経験	財務・ 会計	法務・ コンプライ アンス・ リスク管 理	E S G・サス テナビ リティ	人事・ 組織 開発	テクノ ロジー	業界 知見 (EC・ 金融・ 決済)	国際性	投資・ M&A
鶴岡 裕太	代表取締役	●			●	●	●	●		
原田 健	取締役	●	●	●	●					●
志村 正之	取締役 (独立社外)	●		●				●	●	●
松崎 みさ	取締役 (独立社外)	●				●			●	●
鈴木 順子	取締役 (独立社外)	●			●	●			●	

### (ご参考) 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員の独立性に関する基準を以下のとおり定めており、以下の項目のいずれの要件も満たす場合に、独立性を有していると判断しております。

#### 1. 業務執行者

本人が、現在及び過去10年において、当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行取締役、執行役員その他の使用人（以下「業務執行者」という。）でないこと

#### 2. 当社を主要な取引先とする者

当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者でないこと。当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%を超える額の支払いを当社グループから受けた者をいう。

#### 3. 当社の主要な取引先

当社グループの主要な取引先又はその業務執行者でないこと。当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社グループの年間連結売上高の2%を超える額の支払いを当社グループに対し行った者をいう。

#### 4. 議決権保有者

当社の総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している大株主又はその業務執行者でないこと

#### 5. コンサルタント等

当社グループから、役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家及び弁護士等の法律専門家でないこと。なお、これらの者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。

#### 6. 寄付又は助成を受けている者

当社グループから年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている団体の業務を執行する者でないこと

#### 7. 会計監査人

当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者でないこと

#### 8. 過去該当者

上記2から7に過去3年間に於いて該当していた者でないこと

#### 9. 親族

本人が、上記1に該当する者（ただし、重要でない者を除く。）の配偶者又は二親等以内の親族でないこと。重要な者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部門責任者等の重要な業務を執行する従業員をいう。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役の山口揚平氏は辞任され、監査役の星千絵氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の提出については監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は以下のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
1	まつばら かおり 松原 香織 (1982年11月6日) 新任 社外 独立	2008年12月 弁護士登録（第一東京弁護士会会員） 2008年12月 田辺総合法律事務所 入所 2013年2月 最高裁判所司法研修所所付（民事弁護） 2018年1月 田辺総合法律事務所 パートナー就任 （現任） 2025年6月 株式会社Eストアー 監査役就任 （現任） 2025年11月 司法試験審査委員及び司法試験予備試験 審査委員（民事訴訟法）就任（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社Eストアー 監査役	0株

### 監査役候補者とした理由

弁護士として法令についての高度な能力・見識に基づき客観的な立場から監査を行うことができ、また人格的にも優れているためであります。同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
2	さいとう しょう 齋藤 祥 (1979年9月20日) 新任 社外 独立	2007年12月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入社 2020年4月 齋藤会計事務所設立 所長就任（現任） 2021年2月 テクネ監査法人 代表パートナー（現任）	0株

### 監査役候補者とした理由

公認会計士として企業会計に精通し、その専門家としての豊富な経験、会計や監査に関する高い見識等を有しており、その知識経験に基づき、経営全般の監視と有効な助言を行っていただけるものと判断したためです。同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 松原香織氏の戸籍上の氏名は岡本香織であります。  
 3. 松原香織氏及び齋藤祥氏は社外監査役候補者であります。  
 4. 松原香織氏及び齋藤祥氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、社外監査役に就任した場合、独立役員として届け出る予定であります。  
 5. 松原香織氏及び齋藤祥氏が監査役に就任した場合、当社は松原香織氏及び齋藤祥氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする予定であります。  
 6. 松原香織氏及び齋藤祥氏が監査役に就任した場合、当社は松原香織氏及び齋藤祥氏との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結する予定であります。なお、当該契約の内容の概要等は、事業報告「4. (3)補償契約の内容の概要」をご参照ください。  
 7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる賠償金を補償することとしております。被保険者は当社グループの全ての監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の内容の概要等は、事業報告「4.(4)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。

以上

# 事業報告 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当社グループは「Payment to the People, Power to the People.」をミッションとして掲げ、ネットショップ作成サービス「BASE」及び購入者向けショッピングサービス「Pay ID」を提供するBASE事業、オンライン決済サービス「PAY.JP」を提供するPAY.JP事業、資金調達サービス「YELL BANK」等を提供するYELL BANK事業、越境ECサービス「want.jp」を提供するwant.jp事業及び伴走型ネットショップ構築システム「Eストアーショップサーブ」を提供するEストアーショップサーブ事業を展開しており、これらのサービスを通して、個人及びスモールチームをエンパワーメントすること、スタートアップ企業を支援することに注力しております。

「令和6年度電子商取引に関する市場調査」によると、2024年の国内物販系分野のBtoC-EC市場規模は、COVID-19の影響を受けた2020年や2021年と比べると緩やかではあるものの、堅調に増加しており、スマートフォンの普及率は一段落したものの、スマートフォン経由の販売は依然として全体平均よりも高水準で成長しました。国内サービス系分野は非常に力強く成長しており、2024年はCOVID-19感染拡大前の水準を上回る市場規模に成長しました。これらの状況は、当連結会計年度においても継続していると認識しており、物販ECを主軸とするBASE事業と、サービス系の加盟店が一定の比率を占めるPAY.JP事業が、持続的な成長を続ける要因となっております。

さらに、日本から他国へ輸出する越境EC市場規模も成長を続けており、今後も越境EC事業に参入する事業者は増加していくものと認識しております。

このような事業環境においてBASE事業では、幅広い個人及びスモールチームから圧倒的に選ばれるポジションを維持し、中長期にわたる持続的な成長を実現するために、引き続きプロダクトの強化に努めております。

PAY.JP事業では、スタートアップ企業やベンチャー企業をターゲットに、よりシンプルで導入や運用が簡単なオンライン決済機能を目指してプロダクトを強化し、既存加盟店の成長及び新規加盟店の拡大に努めております。

YELL BANK事業においては、当社グループのマーチャントを対象に低リスクな資金調達手段を提供し、全てのマーチャントのキャッシュ・フローにまつわる課題を解決することに注力しております。

want.jp事業においては、日本のEC運営者による世界中のローカルな販売網へのアクセスを容易にする越境ECサービスを提供しております。

さらに、2025年7月には、グループGMVの拡大を目的として、Eストアーショップサブ事業を展開する株式会社Eストアー（以下、「Eストアー社」といいます）を子会社化しております。（注1）

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は20,729百万円（前年同期比29.7%増）、売上総利益は9,989百万円（前年同期比39.4%増）、EBITDA（注2）は1,749百万円（前年同期比117.7%増）、営業利益は1,686百万円（前年同期比118.2%増）、経常利益は1,644百万円（前年同期比106.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,826百万円（前年同期比436.9%増）となりました。

なお、当連結会計年度より、Eストアー社を連結子会社化したことに伴い、「Eストアーショップサブ事業」を報告セグメントとして追加しております。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（注1）当連結会計年度におけるEストアー社の連結損益計算書への取り込みは、10月から12月までの3ヶ月分のみです。

（注2）EBITDA = （営業利益 + 減価償却費 + のれん償却費）

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### ① BASE事業

当連結会計年度のBASE事業の流通総額は、月間売店数及び1ショップあたり月間平均GMVがともに増加し、前年同期比で増加しました。

また、BASE事業の収益性の向上を目的として、7月1日より、購入者向けショッピングサービス「Pay ID」のショッピングアプリを有料化しました。

以上の結果、当連結会計年度の流通総額は169,918百万円（注文ベース）、162,435百万円（決済ベース）（前年同期比10.2%増（注文ベース）、10.7%増（決済ベース））、売上高は10,832百万円（前年同期比19.1%増）、売上総利益は6,803百万円（前年同期比24.7%増）、セグメント利益は1,404百万円（前年同期比103.2%増）となりました。

## ② PAY.JP事業

当連結会計年度におけるPAY.JP事業の流通総額は、既存加盟店及び新規加盟店両方が引き続き増加しました。さらに、売上総利益率も改善し、当事業においても、流通総額の成長を維持しながら、収益性を改善させることができました。

以上の結果、当連結会計年度の流通総額は229,427百万円（前年同期比10.5%増）、売上高は6,326百万円（前年同期比10.5%増）、売上総利益は929百万円（前年同期比23.3%増）、セグメント利益は329百万円（前年同期比34.0%増）となりました。

## ③ YELL BANK事業

当連結会計年度におけるYELL BANK事業は、継続的に実施してきた「YELL BANK」の機能改善等の効果により、期初想定を超えて利用ショップ数及び利用金額が大幅に増加しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,120百万円（前年同期比24.1%増）、売上総利益は1,074百万円（前年同期比24.2%増）、セグメント利益は520百万円（前年同期比31.8%増）となりました。

## ④ want.jp事業

当連結会計年度のwant.jp事業の売上高は1,139百万円（前年同期比340.9%増）、売上総利益は413百万円（前年同期比356.6%増）、セグメント損失は36百万円（前年同期は47百万円のセグメント損失）となりました。

なお、BASE事業と共同で進めている、「BASE」のショップを対象とした越境EC機能（「かんたん海外販売」）の開発は、引き続き想定通りに進捗しており、2026年3月に全ショップへの提供開始を予定しております。

## ⑤ Eストアーショップサーブ事業

2025年7月にEストアー社を連結子会社化したことにより、2025年10月より連結損益計算書への取り込みを開始しております。当連結会計年度におけるEストアーショップサーブ事業の売上高は1,309百万円、売上総利益は767百万円、セグメント利益は187百万円となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は29百万円であります。その主なものは、人員増加に伴うPCの購入等11百万円、サーバーの購入等10百万円でありませぬ。

## (3) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の機動的な調達を行うため、取引銀行6行との間で総額12,500百万円の当座借越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

## (4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題として考える事項は以下のとおりであります。

### ① サステナブルな社会の実現

当社グループは「Payment to the People, Power to the People.」をミッションとして掲げ、インターネットテクノロジーによって、多くの方が必要としながらもまだ享受できずにいる決済や金融領域へのアクセシビリティを高め、これにより個人やスモールチームをエンパワーメントすることで、すべての人が活躍できる社会の実現を目指して企業活動を行っております。当社グループは、1日も早いミッションの実現を目指して、社会に開かれた決済・金融を提供するプラットフォーマーとしての責任と役割に向き合い、サステナブルな社会を実現するためにグループ全体を通じてESGに関する取組みを推進することが重要な課題であると考えております。

そのため、当社グループではサステナビリティ委員会を設置し、当該委員会においてサステナビリティに関する事項の審議、推進施策及び設定KPIの遂行状況のモニタリングを行い、定期的に取り締役に報告することで、ESGに関する取組みを推進する体制を確保しており、当連結会計年度は、PRIDE指標2025におけるゴールド認定取得やスコープ3（GHG排出量）の開示義務化に備えた一部カテゴリの算出及び情報開示等、DE&Iや気候変動関連の取組みを実施いたしました。

今後も、2022年に特定した当社グループの重点課題であるマテリアリティに関する取組みを中心に、ESGに関する取組みを推進してまいります。

## ② 企業価値向上に向けた規律ある成長戦略の推進

当社グループは、対象顧客の拡大及び付加価値の向上による価値創造を通じて、中長期的な企業価値の向上に努めることを経営の基本方針としております。

この実現に向け、資本効率を意識した規律ある投資を前提に、既存プロダクトの強化及びシナジー創出、並びに非連続な成長を目的としたM&A等を積極的に推進していくことが、経営の重要な課題であると考えております。

既存事業につきましては、トップラインの成長と収益性向上の両立を引き続き推進し、EBITDAの持続的な成長を目指します。そのために、既存プロダクトを強化するとともに、グループ全体での連携を一層強化しシナジーを創出することで、顧客への提供価値の最大化を目指してまいります。

M&Aにつきましては、対象顧客及びGMVの拡大を主目的として実施し、拡大した顧客層に対して既存事業を活用したBASEグループ独自のバリューアップを行い、価値創造の最大化を目指してまいります。さらに、テイクレートの向上やグループシナジーの創出に資する案件についても積極的に検討してまいります。

## ③ AI技術の活用による提供価値の向上と生産性の最大化

近年、生成AIをはじめとするAI技術の進化により、インターネットサービスのあり方や開発手法は劇的な変化を迎えております。当社グループにおきましても、ミッションである「Payment to the People, Power to the People.」の実現に向け、AI技術の活用は不可欠な要素であると認識しております。

プロダクト面におきましては、AIを活用した新たな付加価値を積極的に提供し、利用者の皆様がより創造的な活動に注力できる環境を構築してまいります。

また、社内業務や開発プロセスにおきましても、AIによるコーディング支援や業務自動化を推進することで、開発スピードの向上や業務効率の最大化を図り、より筋肉質な組織体制の構築を目指してまいります。

## ④ 人的資本の強化

当社グループは、持続的な成長や事業価値の向上を実現する上で、人材は唯一無二の中核的な経営資源であると考えております。

グループのFoundationである「We are All Owners」を体現するためには、従業員が仕事やキャリアに主体性を持ち、人生のオーナーシップを持って活躍できる環境が不可

欠です。そこで、従業員が新たなスキル習得や業務改善に挑戦し続けることを重要課題と捉え、教育体制の整備や具体的な人事施策を推進しております。

具体的には、フェーズやビジネスモデルの異なる6つの事業に対し、それぞれの事情に合わせた組織開発やチームビルディングを行っています。また、DE&Iの推進により、多様な人材が個々の状況に応じた公平な支援を受け、能力を最大限に発揮できる環境整備にも注力しております。加えて、次世代リーダーに対してはリーダーシップ開発や専門スキル向上支援など、個別の育成施策を提供しております。

これらを通じて、人材育成や自律的なキャリア構築を支援してまいります。

#### ⑤ 開発力・技術力の強化

当社グループの事業はインターネット業界と深くかかわっており、競争力のあるプロダクトをEC市場へ提供していくためには、その情報技術やサービスをタイムリーに採用し、常に新しいプロダクトを創造し続けていくことが重要な課題であると考えております。

そのために、EC環境の変化や当社グループのサービス利用者の要望を効率よく吸収し、質の高いプロダクトを提供してまいります。

#### ⑥ サービスの安全性・健全性の確保

当社グループは、取引の場や決済サービスを提供する事業者として、あらゆるステークホルダーが安心して取引を行うことができるよう、サービスの安全性・健全性を確保することが重要な課題であると考えております。

そのため、BASE事業においては、365日対応の専門部署を設置することはもちろん、当社グループが保有する取引データの機械学習の活用等による分析やクレジットカード会社の不正配送先データベースの活用、3Dセキュアの導入等による不正決済や不適切な商品の販売を検知・防止、ネットショップ運営者に対するログイン認証方法の強化等を実施しており、また、PAY.JP事業においては、クレジット業界におけるグローバルセキュリティ基準であるPCI DSSに完全準拠した運用でクレジットカード情報を管理することで、サービスの安全性・健全性の確保を図っております。

#### ⑦ 情報管理体制の強化

当社グループが提供するサービスにおいては、サービス利用者の個人情報をはじめとした様々な情報を預かっており、これらの情報を適切に管理するための体制強化が重要な課

題であると考えております。

そのため、情報セキュリティ基本規程等の社内規程を制定し、これらに基づいて情報の適切な管理を徹底しております。

また、情報セキュリティ専門部署の設置や、全社員向けの情報セキュリティ研修実施による情報セキュリティ対策の強化を図ることはもちろん、情報セキュリティ委員会を定期開催して情報セキュリティ上のリスクの洗い出し及び議論を実施しております。2025年5月にはNCA（一般社団法人日本シーサート協議会）へBASE-CSIRTとして加盟し、サイバー攻撃や情報漏えい等のインシデント発生時に、被害の最小化と再発防止を図る体制をBASEグループとして構築しています。

今後も、グループ全体の教育・研修の実施やシステムの強化・整備を推進し、情報管理体制を強化してまいります。

#### ⑧ 内部管理体制の強化

当社グループは今後もより一層の事業拡大を目指しており、社会的責任を果たし、持続的な成長と企業価値の向上を図るために、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。

そのため、バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制の強化に取り組んでまいります。具体的には、リスクマネジメント及びコンプライアンス委員会を設置の上、業務運営上のリスクの把握及び管理の実施、役職員に対する定期的な研修等による啓蒙活動の実施、定期的な内部監査の実施等によるコンプライアンス体制の強化、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を図っております。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第10期 2022年12月期	第11期 2023年12月期	第12期 2024年12月期	第13期 2025年12月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	9,739	11,680	15,981	20,729
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△1,495	△409	796	1,644
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△1,732	△606	340	1,826
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△15.46	△5.31	2.94	15.87
総資産 (百万円)	31,278	37,297	46,288	57,803
純資産 (百万円)	13,501	13,000	13,600	15,119
1株当たり純資産額 (円)	118.81	112.87	115.77	126.86

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第10期 2022年12月期	第11期 2023年12月期	第12期 2024年12月期	第13期 2025年12月期 (当事業年度)
売上高 (百万円)	7,635	8,073	9,995	11,952
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△1,446	△322	682	1,224
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△1,779	△520	63	1,499
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△15.88	△4.55	0.55	13.03
総資産 (百万円)	25,819	27,026	31,214	33,746
純資産 (百万円)	13,501	13,087	13,410	14,387
1株当たり純資産額 (円)	118.81	113.63	114.14	122.21

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
PAY株式会社	100百万円	100%	オンライン決済サービスの提供
want.jp株式会社	50百万円	94.2%	越境ECサービスの提供
株式会社Eストアー	100百万円	100%	伴走型ネットショップ構築システムの提供

(注) 株式会社Eストアーは、2025年7月18日付の株式取得により、連結子会社としております。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、「Payment to the People, Power to the People.」をミッションとして掲げ、個人及びスモールチームをエンパワーメントすること、スタートアップ企業等を支援することに注力しております。

### ① BASE事業

「BASE」は、誰でも簡単にネットショップが作成できるWebサービスで、ものづくりを行う個人にとどまらず、ビジネスを展開する法人、地方自治体をはじめとする行政機関にもご利用いただいています。

「BASE」では、専門的なWebサイト構築やWebデザインの技術を使わずに、当社が提供するデザインテンプレートを選択するだけで、誰でも簡単にデザイン性の高いネットショップを作成することができます。また、ネットショップ運営の課題となっていた決済機能の導入に係る時間を短縮する仕組みとして、当社独自の決済システム「BASEかんたん決済」を提供し、ネットショップの開設から決済機能の導入までをワンストップで提供することで、これまでネットショップの作成時間、運営費用、Web技術等様々な理由で、ネットショップを始めることが困難だった方でも、手軽にネットショップの開設・運営を始めることができる仕組みを構築しております。

「Pay ID」は購入者向けショッピングサービスで、ID決済機能とショッピングアプリ

を提供しています。ID決済機能では、購入者の方は「Pay ID」に住所等を登録するだけで、ショッピングの際に都度購入者情報を入力する必要なく、IDでログインしてスムーズに商品を購入することができます。ご自身のクレジットカードを登録してご利用いただけるほか、後払い決済「あと払い (Pay ID)」でも、ログインから決済完了まで数タップで完結するシームレスな購入体験を提供しています。2024年には、「あと払い (Pay ID)」において、分割払いも可能になりました。ショッピングアプリでは、「BASE」で作成されたショップの商品を購入することができます。また、フォロー機能により、お気に入りのショップの最新情報や入荷情報をがわかりやすく入手でき、一度購入したショップでのリピート購入がスムーズにできる仕様になっています。

## ② PAY.JP事業

「PAY.JP」は、Webサービスやネットショップ（「BASE」により作成されたネットショップを除く）にクレジットカード決済等を簡単に導入できるオンライン決済サービスです。「支払いのすべてをシンプルに」というコンセプトのもと、個人・法人を問わずあらゆる開発者が導入しやすいシステム設計としており、「申請に時間がかかる」、「高い」、「使いにくい」という従来の複雑なオンライン決済サービスの問題を解決し、導入を圧倒的に簡単にすることで、インターネット上の「モノの売り買い」の可能性を拡げ、人々のインターネットを通じた経済活動がこれまで以上に活発になるよう支援しております。

## ③ YELL BANK事業

「YELL BANK」は、「BASE」のショップデータを活用することで、「BASE」をご利用のショップの将来の売上を予測し、当該予測に基づき将来債権を買い取るによりショップオーナーに事業資金を提供する資金調達サービスであり、「BASE」をご利用のショップのさらなる成長をサポートいたします。

また、「YELL BANK」を「PAY.JP」の加盟店向けに横展開した「PAY.JP YELL BANK」も提供しております。これにより、より幅広いマーチャントの資金調達のサポートが可能になっております。

## ④ want.jp事業

「want.jp」は、日本のEC運営者による世界中のローカルな販売網へのアクセスを容易

にする越境ECサービスを提供しております。データに基づくグローバルサプライチェーンを構築し、独自のプライシング機能やロジスティクス機能を提供することで、海外向け販売を強化したい日本のEC運営者をサポートしています。また、BASEが提供する越境EC機能「かんたん海外販売」の配送や決済を担うことで、「BASE」の利用ショップが簡単に商品を海外に販売できる環境を提供しています。

⑤ Eストアーショップサーブ事業

2025年7月に株式会社Eストアーを子会社化したことにより、拡張性の高いネットショップ運営を目指す事業者に対し、システムとサポートを一体として提供するEストアーショップサーブ事業が加わりました。

「ショップサーブ」は、EC専門25年超のノウハウに基づく高機能なECサイト構築システムに加え、専任担当者が開店から日々の運営、販促までをサポートする「伴走型」のサービスを提供しています。システム提供にとどまらず、集客やCRM（顧客関係管理）などのマーケティング支援も行うことで、EC事業の更なる成長やブランド確立を目指す事業者のニーズに応え、売上の拡大と事業の持続的な成長を強力に支援しております。

**(8) 主要な事業所**

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都港区

② 子会社

名 称	所 在 地
PAY株式会社	東京都港区
want.jp株式会社	東京都港区
株式会社Eストアー	東京都港区

## (9) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
BASE事業	146名	9名減
PAY.JP事業	31名	4名増
YELL BANK事業	25名	—
want.jp事業	15名	12名減
Eストアーショップサーブ事業	108名	—
全社 (共通)	76名	6名増
合計	401名	97名増

- (注) 1. 使用人数には、上級執行役員及び執行役員を含んでおります。また、他社から当社グループへの出向者1名は除いており、臨時雇用者数14名 (内、契約社員7名、アルバイト7名) は、従業員数の100分の10未満であるため、内訳の記載を省略しております
2. 当社グループ内の出向者6名については、BASE事業に1名、全社 (共通) に1名、want.jp事業に1名、Eストアーショップサーブ事業に3名所属しております。
3. 当連結会計年度よりEストアーショップサーブ事業が追加されたため、セグメント別の前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
278名	1名増	36.3歳	4.45年

- (注) 1. 使用人数には、上級執行役員、執行役員及び臨時の使用人 (アルバイト2名) を含んでおります。
2. 使用人数には、他社からの出向者 (5名) は含んでおりません。

## (10) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
株式会社日本政策金融公庫	300百万円
株式会社みずほ銀行	277百万円
株式会社商工組合中央金庫	127百万円

## 2. 会社の株式に関する事項 (2025年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 376,440,000株
- (2) 発行済株式の総数 115,096,321株 (自己株式2,751,336株を除く。)
- (3) 当事業年度末の株主数 29,742名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
鶴岡 裕太	18,607,178	16.16
立花証券株式会社	16,583,000	14.40
牧 寛之	7,633,486	6.63
MORGAN STANLEY SMITH BARNEY LLC CLIENTS FULLY PAID SEG ACCOUNT	2,709,066	2.35
柳澤 安慶	2,652,000	2.30
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,564,900	2.22
株式会社サイバーエージェント	2,255,000	1.95
上田八木短資株式会社	1,798,900	1.56
THE BANK OF NEW YORK 133612	1,780,100	1.54
株式会社SBI証券	1,495,917	1.29

(注) 持株比率は、自己株式 (2,751,336株) を控除し、小数点以下第3位を切り捨てて計算しております。

### (5) 当事業年度中に当社の会社役員 (会社役員であった者を含む。) に対して職務執行の対価として交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く。)	76,930株	2名
社外取締役	16,658株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (5) 取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2024年4月18日開催の取締役会において、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力を更に高めることを目的として、当社の取締役及び上級執行役員に対して、以下のとおり、業績目標を達成した場合にのみ権利行使が可能となる新株予約権を有償にて発行することを決議し、交付しております。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引受けが行われたものであります。

名称		第8回 新株予約権
発行決議日		2024年4月18日
新株予約権の数		34,600個
新株予約権の目的である株式の種類及び数		当社普通株式 3,460,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 27,100円 (1株当たり271円)
新株予約権の権利行使期間		2027年4月1日 ～ 2034年5月8日
行使条件		(注)
交付先	当社取締役	新株予約権の数 21,625個 目的となる株式数 2,162,500株 割当者数 2名
	当社上級執行役員	新株予約権の数 12,975個 目的となる株式数 1,297,500株 割当者数 3名

- (注) 1. 新株予約権者は2026年12月期から2027年12月期までの2事業年度において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書）に記載された売上総利益が、下記(a)から(c)に記載したいずれかの条件を充たした場合にのみ、それぞれ当該各条件に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。ただし、(b)及び(c)のいずれの条件も達成した場合、行使可能割合は66%とする。また、行使可能割合の上限は100%とし、行使可能となる新株予約権の個数に1個未満の端数が生じる場合にはこれを切り捨てるものとする。
- (a) 2026年12月期または2027年12月期の売上総利益が10,000百万円を超過した場合：行使可能割合：100%
- (b) 2026年12月期の売上総利益が8,455百万円を超過した場合：行使可能割合 33%
- (c) 2027年12月期の売上総利益が9,265百万円を超過した場合：行使可能割合 33%
- なお、上記における売上総利益の判定に際しては、当社が金融商品取引法に基づき提出した当該事業年度に係る有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書）の額をもって判定し、また、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、上級執行役員、執行役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了その他正当な理由があると当社の取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  3. 新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使できない。
  4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  5. 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年12月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
鶴岡 裕太	代表取締役上級執行役員CEO	株式会社CAMPFIRE 取締役 株式会社E ストアー 取締役
原田 健	取締役上級執行役員CFO	PAY株式会社 取締役 want.jp株式会社 取締役 株式会社E ストアー 取締役
志村 正之	取締役	株式会社Shimura&Partners 代表取締役
松崎 みさ	取締役	Apricot Planet Pte.Ltd. 代表取締役
鈴木 順子	取締役	
歌川 文夫	常勤監査役	PAY株式会社 監査役 want.jp株式会社 監査役 株式会社E ストアー 監査役
山口 揚平	監査役	山口揚平公認会計士事務所 所長 株式会社クラシコム 取締役CFO
星 千絵	監査役	田辺総合法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役志村正之氏、取締役松崎みさ氏及び取締役鈴木順子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役歌川文夫氏、監査役山口揚平氏及び監査役星千絵氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役山口揚平氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役星千絵氏は、弁護士の資格を有しており、法令に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役志村正之氏、取締役松崎みさ氏、取締役鈴木順子氏、監査役歌川文夫氏、監査役山口揚平氏及び監査役星千絵氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役を兼務しない上級執行役員は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当
藤川 真一	上級執行役員SVP of Development
高橋 直	上級執行役員COO

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である志村正之氏、松崎みさ氏及び鈴木順子氏並びに社外監査役である歌川文夫氏、山口揚平氏及び星千絵氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各社外監査役の職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 補償契約の内容の概要

当社は、鶴岡裕太氏、原田健氏、志村正之氏、松崎みさ氏、鈴木順子氏、歌川文夫氏、山口揚平氏及び星千絵氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって当社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当社役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより責任を負う損害金等は補償の対象としないこと等を定めております。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

### ① 被保険者の範囲

当社グループの全ての取締役、監査役、執行役員及び管理監督者の地位にある従業員

### ② 契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結して、被保険者の職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。なお、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならない等、一定の免責事由があります。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等の額

### ① 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定方針に関する事項

#### イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬として基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役についても、固定報酬として基本報酬及び株式報酬を支払うこととしております。

#### ロ. 当該方針の決定の方法

取締役会の諮問機関であり過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会での審議を踏まえ、取締役会の決議により決定しています。

#### ハ. 当該方針の内容の概要

##### a 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、各取締役の職責、貢献度及び執行状況並びに会社の業績や経済状況を踏まえて、総合的に勘案して決定するものとしております。

##### b 非金銭報酬等の内容、その額若しくは数又は数の算定方法の決定方針

非金銭報酬等は、税制適格ストックオプション又は株式交付日から3年以上の譲渡制限期間又は退任を譲渡制限解除条件とする譲渡制限付株式とし、各取締役の職責、貢献度及び執行状況並びに会社の業績や経済状況を踏まえて、総合的に勘案して決定するものとしております。

##### c 取締役の個人別の報酬等における金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の割合の決定方針

株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合としております。

d 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任する場合における事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役上級執行役員CEO鶴岡裕太がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その具体的内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の職責、貢献度及び執行状況並びに会社の業績や経済状況を踏まえて決定するものとしております。委任した理由は、当社の業績等を踏まえ各取締役の評価を行うには代表取締役CEOが適していると判断したためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役CEOによって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容を踏まえ個人別の報酬額について決定をしなければならないこととしております。なお、株式報酬は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議するものとしております。

二. 当該事業年度における取締役の個別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2021年3月25日開催の第8期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）。また、当該金銭報酬とは別枠で、同定時株主総会において、株式報酬の額を年額500百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）と決議いただいております。2025年3月27日開催の第12期定時株主総会において、株式数を570,000株以内（うち社外取締役分は57,000株以内）と決議いただいております。2021年3月25日開催の第8期定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役2

名)、2025年3月27日開催の第12期定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち社外取締役3名)です。

当社監査役の報酬の額は、2022年3月23日開催の第9期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

「4.(5)①ハ.d 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任する場合における事項」に記載のとおりです。

④ 非金銭報酬等に関する事項

株主の皆様との一層の価値共有を進め、当社の企業価値の持続的な向上を図るため、譲渡制限付株式報酬を付与しております。報酬限度額及び当該決議の対象となった役員の員数は、「4.(5)②取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項」のとおりです。当該株式報酬の交付状況は「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	非金銭報酬等
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (3名)	95百万円 (21百万円)	61百万円 (14百万円)	34百万円 (6百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	24百万円 (24百万円)	24百万円 (24百万円)	-百万円 (-百万円)
計 (うち社外役員)	8名 (6名)	120百万円 (45百万円)	86百万円 (39百万円)	34百万円 (6百万円)

(注) 1. 非金銭報酬等(譲渡制限付株式報酬)は、当期の費用計上額を記載しております。

**(6) 社外役員に関する事項**

① 他の法人等における重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役志村正之氏は、株式会社Shimura&Partnersの代表取締役であります。当社と兼

務先との間に特別の関係はありません。

- ・取締役松崎みさ氏は、Apricot Planet Pte.Ltd.の代表取締役であります。当社と兼務先との間に特別の関係はありません。
- ・監査役山口揚平氏は、山口揚平公認会計士事務所の所長及び株式会社クラシコム取締役CFOであります。当社と兼務先との間に特別の関係はありません。
- ・監査役星千絵氏は、田辺総合法律事務所の弁護士であります。当社と兼務先との間に特別の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	志 村 正 之	当事業年度開催の取締役会29回全てに出席いたしました。金融・決済業界への深い知見と幅広い経験から、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
社外取締役	松 崎 み さ	当事業年度開催の取締役会29回のうち28回に出席いたしました。複数の企業における代表取締役及び取締役としての経験から、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
社外取締役	鈴 木 順 子	取締役就任後に開催された当事業年度開催の取締役会21回全てに出席いたしました。複数の異なる企業風土での幅広い見識から、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
社外監査役	歌 川 文 夫	当事業年度開催の取締役会29回全て、監査役会25回全てに出席いたしました。長年にわたる管理業務全般に関する豊富な経験と幅広い見識から、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
社外監査役	山 口 揚 平	当事業年度開催の取締役会29回全て、監査役会25回全てに出席いたしました。公認会計士として企業会計に精通し、その専門家としての豊富な経験、会計・監査に関する高い見識から、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
社外監査役	星 千 絵	当事業年度開催の取締役会29回のうち28回、監査役会25回のうち24回に出席いたしました。弁護士として法令についての高度な能力・見識に基づき客観的な立場から、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

区 分	報酬等の総額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	68百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	68百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、妥当であると判断し同意いたしました。
3. 当社の子会社のうち株式会社Eストアーは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。また、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 取締役及び使用人の法令、定款、社会規範への遵守の意識を高めるため「倫理規程」、「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」を制定し、適宜教育その他職務に応じた研修等を行うことにより、高い倫理観の醸成に努める。
  - ロ. 取締役及び使用人は、企業の社会的責任を深く自覚し、日常の職務において、関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するよう努める。
  - ハ. 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。
  - ニ. 代表取締役は、内部監査担当者を選任し、内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手續及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。
  - ホ. 法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見と是正を目的として、社内通報窓口、監査役及び社外弁護士を情報受領者とする内部通報制度を整備し、問題の早期発見・未然防止を図る。
  - ヘ. 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も排除する「反社会的勢力対策規程」を制定し、警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、不当要求等に対しては毅然とした姿勢で対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、法令及び「文書管理規程」に基づき、重要な意思決定及び報告に関して、文書又は電磁的記録により適切に保存、管理する。監査役から要望があった場合には、速やかに閲覧可能な状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」に基づき、各部署のリスクの防止及び会社損失の最小化を目的とした「リスクマネジメント及びコンプライアンス委員会」を設置するとともに、定期的開催し、その結果を必要に応じて取締役会、監査役会へ報告する。また、大震災等の災害時を想定したBCP（事業継続計画）の一環として「事業継続計画（BCP）規程」を制定し、不測の事態が発生した場合には、必要に応じ代表取締役を危機対策責任者とする危機対策本部を設置、取締役及び使用人が一体となって危機に対応し、被害の発生を防止し、又は損害の拡大を最小限にとどめる体制をとる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、取締役と各部署の職務及び責任の明確化を図る。また、「取締役会規程」に基づき定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、事業上の重要な意思決定及び業務執行の監督・確認を行う。さらに、「経営会議規程」に基づき上級執行役員により構成される経営会議を毎月2回開催し、経営執行の基本方針、基本計画その他経営に関する重要事項の審議及び調整を図るとともに、取締役会へ上程すべき業務に関する重要事項を審議・検討する。

⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、当社グループにおける業務の適正を確保するため以下の措置を講じる。

- イ. 子会社の管理はGovernance Departmentが担当するものとし、当社への事業の状況に関する定期的な報告及び重要事項については適切な承認を得るものとする。
- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する事項については、当社の規程を適用させ、当社グループ全体の損失の危険として管理する。
- ハ. 子会社における取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われるように、職務執行に関する権限及び責任を、業務分掌規程、職務権限規程及びその他の社内規程において明文化する。
- ニ. 当社の内部監査担当者による当社グループへの内部監査を実施し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性を確保するよう努める。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項  
監査役は、その職務を補助すべき使用人を置く場合、使用人の決定、変更にあたっては、監査役と協議するものとする。また、監査役は、その職務を補助すべき使用人は、当該業務について監査役の指示に従うものとする。
- ⑧ 監査役への報告に関する体制
- イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- a 監査役は、取締役会、その他重要と認められる会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
- b 当社の取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合には、速やかに監査役に報告する。また、重要な意思決定、重要な会計方針、会計基準、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び社内規程に基づき監査役に報告する。
- ロ. 子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
- a 子会社の取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- b 子会社の取締役及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合には、速やかに監査役に報告する。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制  
「内部通報規程」を準用し、報告者に対する解雇その他一切の不利益な取扱いを禁止する。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役が職務の執行について費用の請求をした時は、その費用等が当該監査役の職務の執行に必要なと証明できる場合を除き、これに応じるものとする。
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、監査に必要な事項について取締役に対して報告を求めることができるものとし、必要に応じて取締役に対して是正を要求することができるものとする。また、各部署責任者へのヒアリングを通じ、必要な情報を収集するとともに、代表取締役及び会計監査人との定期的な情報・意見交換を行う。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりであります。

- ① リスクマネジメント及びコンプライアンスに対する取組みの状況  
リスクマネジメント及びコンプライアンス委員会において、グループ内の法令遵守状況や各種リスクを把握、抽出し、対応策を検討いたしました。また、当社グループ全体でコンプライアンス研修を実施し、全役職員のコンプライアンス意識の向上に努めました。
- ② 取締役の職務の執行が効率的に行われた取組みの状況  
当事業年度に取締役会を29回開催いたしました。取締役及び監査役の出席の下、個別議案の決議及び報告に加え、重要な事業戦略や経営方針について議論を行っております。
- ③ 当社及びその子会社における業務の適正を確保する取組みの状況  
上記①「リスクマネジメント及びコンプライアンスに対する取組みの状況」における対応事項に加えて、当社の内部監査担当者による当社グループへの内部監査を実施し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性を確保いたしました。
- ④ 監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況  
監査役会は、常勤監査役1名を含む3名の社外監査役で構成され、当事業年度において25回開催されました。監査役は、各部署責任者へのヒアリングを通じ、必要な情報を収集するとともに代表取締役、会計監査人と定期的な情報・意見交換を行いました。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、既存事業の持続的な成長やM&Aによる非連続的な成長を実現するため、規律ある成長投資を最優先にしております。そのうえで、中長期的な企業価値向上に資する成長資金の確保と財務健全性の維持を前提としつつ、配当や自己株式の取得等の株主還元施策を機動的に実施することを基本方針としております。

また、自己株式の取得につきましては、資本効率の向上及び機動的な資本政策の遂行を目的として、当社の株価水準、市場環境、及びキャッシュ・フローの状況等を総合的に勘案したうえで、適宜検討してまいります。

なお、上記の基本方針のもと、株主還元施策を機動的に実施するため、定款の定めに基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議によって決定することとしております。

# 連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>52,324</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>41,311</b>
現 金 及 び 預 金	26,867	営 業 未 払 金	39,265
未 収 入 金	22,982	契 約 負 債	209
そ の 他	2,994	ポ イ ン ト 引 当 金	69
貸 倒 引 当 金	△519	そ の 他	1,766
<b>固 定 資 産</b>	<b>5,478</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,372</b>
有 形 固 定 資 産	170	社 債	300
無 形 固 定 資 産	2,591	長 期 借 入 金	596
の れ ん	1,393	そ の 他	475
顧 客 関 連 資 産	1,183	<b>負 債 合 計</b>	<b>42,683</b>
そ の 他	15	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,716</b>	株 主 資 本	14,520
投 資 有 価 証 券	918	資 本 金	8,847
繰 延 税 金 資 産	1,108	新 株 式 申 込 証 拠 金	0
そ の 他	688	資 本 剰 余 金	4,655
		利 益 剰 余 金	2,016
		自 己 株 式	△999
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	81
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	81
		新 株 予 約 権	321
		非 支 配 株 主 持 分	196
<b>資 産 合 計</b>	<b>57,803</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>15,119</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>57,803</b>

# 連結損益計算書 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		20,729
売 上 原 価			10,739
売 上 総 利 益			9,989
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			8,303
営 業 利 益			1,686
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		39	
受 取 配 当 金		0	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益		15	
受 取 手 数 料		7	
講 演 料 等 収 入		4	
そ の 他		17	85
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		5	
社 債 利 息		9	
為 替 差 損		2	
支 払 手 数 料		37	
暗 号 資 産 評 価 損		57	
そ の 他		14	127
経 常 利 益			1,644
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			1,644
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		271	
法 人 税 等 調 整 額		△458	△187
当 期 純 利 益			1,831
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			4
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			1,826

# 連結株主資本等変動計算書 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,735	－	4,999	△266	△0	13,468
当期変動額						
新株の発行	112	0	112			224
欠損補填			△456	456		－
自己株式の取得					△999	△999
親会社株主に帰属する当期純利益				1,826		1,826
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						－
当期変動額合計	112	0	△344	2,283	△999	1,051
当期末残高	8,847	0	4,655	2,016	△999	14,520

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1	1	130	－	13,600
当期変動額					
新株の発行					224
欠損補填					－
自己株式の取得					△999
親会社株主に帰属する当期純利益					1,826
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	79	79	190	196	467
当期変動額合計	79	79	190	196	1,519
当期末残高	81	81	321	196	15,119

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

PAY株式会社

want.jp株式会社

株式会社Eストアー

株式会社アーヴァイン・システムズ

株式会社Eストアー、及び株式会社アーヴァイン・システムズは2025年7月18日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

##### ② 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法適用会社の数 2社

持分法適用の関連会社の名称

ECH株式会社

株式会社ポイントラグ

なお、当連結会計年度中に新たに株式会社Eストアーの株式を取得したことにより同社の関連会社であるECH株式会社及び株式会社ポイントラグを、持分法適用の関連会社を含めることといたしました。

##### ② 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

##### ③ 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

## 有価証券の評価基準及び評価方法

### その他有価証券

#### 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。

#### 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物及び建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	4年～18年
その他	3年～20年

### ロ. 無形固定資産（のれんを除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

特許権	8年
商標権	10年
顧客関連資産	18年
ソフトウェア（自社利用分）	5年（社内における利用可能期間）

### ハ. のれんの償却方法及び償却期間

その効果の及ぶ期間（14年）にわたって定額法により償却を行っております。

### ③ 重要な引当金の計上基準

#### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ロ. チャージバック引当金

第三者によるクレジットカードの不正利用等の理由で、将来、クレジットカード会社が当社に対して代金返還請求又は支払拒否がされ、その代金をショップの不正な売上請求や倒産等によってショップから回収できないと見込まれる損失額をチャージバック引当金として計上しております。

#### ハ. ポイント引当金

「Pay IDアプリ」から対象の決済方法で商品を購入した購入者に対して付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しております。

### ④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### (BASE事業)

主な収益はBASE利用ショップの決済額に対して発生する決済手数料及びサービス利用料であります。購入者がショップの商品を購入し決済が完了した時点で履行義務が充足されるものと認識し、決済額に一定の料率を乗じた手数料等を収益として認識しております。また、月額有料プランにおける月額固定のサービス利用料については、契約期間にわたってサービスを提供することで履行義務が充足することから一定期間にわたって収益を計上しております。

なお、取引の対価は利用者により選択された決済手段に従って、クレジット会社等が別途定める支払い条件により、概ね1ヶ月以内に支払いを受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

#### (PAY.JP事業)

主な収益はPAY.JP加盟店の決済額に対して発生する決済手数料であります。購入者が加盟店（顧客）のWEBサービスやネットショップにおいて決済手段を利用した時点で履行義務が充足されるものと認識し、決済額に一定の料率を乗じた手数料を収益として認識しております。また、月額有料プランにおける月額固定のサービス利用料については、契約期間にわたってサービスを提供することで履行義務が充足することから一定期間にわたって収益を計上しております。

なお、取引の対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に支払いを受けており、重要な金融要素は

含まれておりません。

(YELL BANK事業)

ショップの将来の売上を予測し、当該予測に基づき将来債権を買い取るによりショップオーナーに事業資金を提供する資金調達サービスを行っております。当該業務から生じる主な収益については、「金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号 2019年7月4日）に従い収益を認識しております。

(want.jp事業)

主な収益はECプラットフォームを通じた商品の販売によるものであり、顧客が当該商品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。なお、出荷から支配が顧客に移転するまでの期間が通常の期間である場合、代替的な取扱いとして顧客へ出荷時に収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に支払いを受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

(Eストアーショップサブ事業)

主な収益はクラウド型のECシステムの提供に伴い受領する手数料等、顧客のECシステムにおける決済額に対して発生する決済手数料、及び顧客の販売促進活動の支援に伴い受領する手数料等であります。

クラウド型のECシステムの提供に伴い受領する手数料等については、各取引の実態に応じて一時点もしくは一定の期間にわたり収益を認識しております。一時点での収益を認識する取引としては主に受注処理手数料があり、顧客との契約により支配の移転時点で収益を認識しております。また、一定の期間での収益を認識する取引としては主にシステムの利用料があり、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

決済手数料については各取引の実態に応じて一時点で認識しております。主に購入者がショップの商品を購入し決済が完了した時点で履行義務が充足されるものと認識し、決済額に一定の料率を乗じた手数料等を収益として認識しております。

顧客の販売促進活動の支援に伴い受領する手数料等については各取引の実態に応じて一定の期間にわたり認識しております。主な収益としては販売促進や広告戦略の立案、広告運用の手配、ECサイトの制作、ECサイト運営に関する業務、などのサービスの提供に伴い受領する手数料であり、契約期間等にわたってサービスを提供することで履行義務が充足することから一定期間にわたって収益を計上しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

□. 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

外貨建有価証券(その他有価証券)は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「株式交付費」(前連結会計年度0百万円)、及び「コミットメントフィー」(前連結会計年度3百万円)は、金額が僅少となったため、当連結会計年度においては、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 繰延税金資産の回収可能性の評価

#### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	1,108百万円
--------	----------

#### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日)に定める会社分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。

当社グループは、繰延税金資産の計上について、将来計画を基礎として作成しており、将来の課税所得の発生金額や発生時期等の見込みに基づき、回収可能性を十分に検討しております。ただし、将来の課税所得の発生金額や発生時期等の見込みの変動により、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### (2) のれん及び顧客関連資産の評価

#### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

株式会社Eストアー	
のれん	1,393百万円
顧客関連資産	1,183百万円

#### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

株式取得時に識別したのれん及び顧客関連資産(以下、のれん等という)については、その効果の及ぶ期間にわたって定期的に償却処理しておりますが、当初取得時の事業計画通りに進捗せず、営業から生ずる損益が継続してマイナスとなっている場合や、経営環境が著しく悪化しているような場合等、減損の兆候があると認められる場合には、減損損失の認識の要否を検討することとしております。

事業計画には、市場動向や費用の削減見込み等を主要な仮定として織り込んでおります。ただし、将来の不確実な経済状況及び関係会社の経営状況の変化により、これらの仮定について見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれん及び顧客関連資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 519百万円
- (2) 当座借越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の機動的な調達を行うため、取引銀行6行との間で当座借越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に係る借入未実行残高等は、以下のとおりであります。

当座借越極度額の総額	11,500百万円
コミットメントラインの総額	1,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	12,500百万円

なお、上記の当座借越契約及びコミットメントライン契約については、以下の財務制限条項が付されております。(契約ごとに条項は異なりますが、主なものを記載しております)

各事業年度の決算期及び中間決算期のいずれかの末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額が、2019年12月期の決算期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の70%未満とならないこと。

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末の株式数(株)
普通株式	116,386,590	1,461,067	－	117,847,657

(注) 変動事由の概要

新株予約権の権利行使に伴う新株の発行による増加	960,000株
譲渡制限付株式報酬としての新株の発行による増加	501,067株

- (2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	428,000株
------	----------

### (3) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

該当事項はありません。

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年2月18日 取締役会決議	普通株式	繰越利益剰余金	575	5	2025年 12月31日	2026年 3月6日

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、運転資金及び設備投資資金に関しては、主に銀行借入や新株発行により必要な資金を調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収入金は、顧客の信用リスクに晒されているものの、そのほとんどがクレジットカード会社等の回収代行業者に対するものであり、リスクは限定的であります。

投資有価証券は取引先企業との資本業務提携等に関連する株式等であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である営業未払金は、短期的に決済されるものであります。

社債及び長期借入金、連結子会社の事業活動拡大への対応に係る資金調達であり、支払期日に支払実行できなくなる流動性リスクに晒されております。なお、一部の借入金は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、取引先に対する未収入金が発生した場合には、「与信管理規程」に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的に把握し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図る体制としております。

投資有価証券は、定期的に発行体の財務状況等を把握する等の方法により、リスクの軽減を図っております。

□. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、手許流動性について早期把握やリスク軽減に向けた管理をしております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券	600	600	－
資産計	600	600	－
社債	300	309	9
長期借入金	806	783	△23
負債計	1,106	1,092	△13

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため、「未収入金」、「営業未払金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注2) 長期借入金は、1年以内に期限の到来する金額を含めております。

(注3) 市場価格のない株式等は、上表「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式等	318
出資金	101

(注4) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	26,867	－	－	－
未収入金	22,982	－	－	－
合計	49,849	－	－	－

(注5) 社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	—	—	300	—	—	—
長期借入金	209	116	79	67	33	300
合計	209	116	379	67	33	300

(※1) 長期借入金は、1年以内に期限の到来する金額を含めております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価			
	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	合計 (百万円)
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	79	—	—	79
その他	—	520	—	520
合計	79	520	—	600

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	合計 (百万円)
社債	－	309	－	309
長期借入金	－	783	－	783
負債計	－	1,092	－	1,092

(注1)長期借入金は、1年以内に期限の到来する金額を含めております。

(注2)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は当連結会計年度末日の市場価格をもって時価としており、市場の活発性に基づきレベル1に分類しております。

投資信託及び社債は取引金融機関から入手した情報をもって算定しております。活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2に分類しております。

社債及び長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金含む）

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2に分類しております。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	BASE事業 (百万円)	PAY.JP事業 (百万円)	YELL BANK 事業 (百万円)	want.jp事業 (百万円)	Eストアーショ ップサーブ事業 (百万円)	合計 (百万円)
一時点で移転される財 又はサービス	10,050	6,232	48	1,139	748	18,218
一定の期間にわたり移 転される財又はサービ ス	682	81	－	－	561	1,325
顧客との契約から生じる 収益	10,732	6,314	48	1,139	1,309	19,544
その他の収益	100	12	1,071	－	0	1,185
外部顧客への売上高	10,832	6,326	1,120	1,139	1,309	20,729

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ①契約資産及び契約負債の残高等

	期首残高 (百万円)	期末残高 (百万円)
顧客との契約から生じた債権	41	394
契約負債	195	209

(注) 契約負債は、主に月額有料プランに関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されま  
す。

#### ②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、個別の契約が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存  
履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない金額はありません。

## 8. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	126円86銭
(2) 1株当たり当期純利益	15円87銭

## 9. その他の注記

(企業結合等関係)

取得による企業結合

### 1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社Eストアー  
事業の内容 情報・通信業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループの強みやEストアーが提供するサービスの強みを活かすことで、Eストアーが「Eストアーショップサーブ」の加盟店に提供する付加価値をさらに向上させる効果が期待されるため。

(3) 企業結合日

2025年7月18日 (株式取得日)  
2025年9月30日 (みなし取得日)

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、株式を取得したことによるものであります。

2. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年10月～2025年12月までの3ヶ月であります。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	3,326百万円
取得原価		3,326百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 106百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額

1,418百万円

(2) 発生原因

株式会社Eストアーの今後の事業展開から期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

効果が発現すると見積られる期間（14年）で均等償却しております。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	3,143百万円
固定資産	1,192百万円
資産合計	4,335百万円
流動負債	2,774百万円
固定負債	284百万円
負債合計	3,059百万円

7. のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び償却期間

種類	金額	償却期間
顧客関連資産	1,200百万円	18年

(重要な後発事象)

自己株式の取得

当社は、2026年2月12日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

た。

#### 1. 自己株式の取得を行う理由

当社は既存事業の持続的な成長やM&A及び提携等による非連続的な成長を実現するため、成長投資を最優先といたします。そのうえで、中長期的な企業価値向上に資する成長資金の確保と財務健全性の維持を前提とし、配当や自己株式の取得等の株主還元施策を機動的に実施する方針です。

かかる方針に基づき、株価動向等も勘案した上で、資本効率向上のため自己株式取得を決議いたしました。

#### 2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	3,800,000株 (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 3.3%)
(3) 株式の取得価額の総額	1,000,000,000円
(4) 取得期間	2026年2月13日～2026年12月31日
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付

なお、大幅な資金需要の増加、インサイダー取引規制上の理由等により、一部または全部の取得が行われない可能性があります。

#### (参考) 2025年12月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株息を除く)	115,096,321株
自己株式数	2,751,336株

# 貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>28,444</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>18,602</b>
現金及び預金	20,094	未払金	675
貯蔵品	0	未払費用	5
前払費用	507	未払法人税等	200
未収入金	6,577	営業未払金	17,347
その他	1,756	営業預り金	63
貸倒引当金	△491	預り金債権	38
<b>固 定 資 産</b>	<b>5,302</b>	ポイント引当金	69
<b>有形固定資産</b>	<b>21</b>	その他の	29
建物	1	<b>固 定 負 債</b>	<b>757</b>
工具、器具及び備品	20	資産除去債務	52
<b>無形固定資産</b>	<b>3</b>	関係会社債務保証損失引当金	408
特許権	2	関係会社事業損失引当金	295
商標権	0	<b>負 債 合 計</b>	<b>19,359</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,278</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	87	<b>株 主 資 本</b>	<b>14,003</b>
関係会社株式	3,679	資 本 金	8,847
関係会社長期貸付金	150	新株式申込証拠金	0
長期前払費用	161	資 本 剰 余 金	4,655
敷金及び保証金	237	資本準備金	294
繰延税金資産	1,011	その他資本剰余金	4,360
貸倒引当金	△150	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>1,499</b>
その他	101	その他利益剰余金	1,499
		繰越利益剰余金	1,499
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△999</b>
		評価・換算差額等	62
		その他有価証券評価差額金	62
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>321</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>33,746</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>14,387</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>33,746</b>

# 損益計算書 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		11,952
売 上	原 価		4,074
売 上	総 利 益		7,878
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			6,647
営 業 利 益			1,231
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		29	
受 取 手 数 料		6	
講 演 料 等 収 入		4	
そ の 他		5	45
営 業 外 費 用			
為 替 差 損		1	
支 払 手 数 料		37	
出 資 金 運 用 損		8	
そ の 他		5	52
経 常 利 益			1,224
特 別 利 益			
関 係 会 社 債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額		30	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 戻 入 額		40	71
特 別 損 失			
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		109	109
税 引 前 当 期 純 利 益			1,186
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		230	
法 人 税 等 調 整 額		△544	△313
当 期 純 利 益			1,499

# 株主資本等変動計算書 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	新株式 申込証 拠金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
			資本 準備金	その他資 本剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	8,735	－	182	4,817	4,999	△456	△456	△0	13,278
当期変動額									
新株の発行	112	0	112		112				224
欠損填補				△456	△456	456	456		－
当期純利益						1,499	1,499		1,499
自己株式の取得								△999	△999
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									－
当期変動額合計	112	0	112	△456	△344	1,956	1,956	△999	724
当期末残高	8,847	0	294	4,360	4,655	1,499	1,499	△999	14,003

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計		
当期首残高	1	1	130	13,410
当期変動額				
新株の発行				224
欠損填補				－
当期純利益				1,499
自己株式の取得				△999
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	60	60	190	251
当期変動額合計	60	60	190	976
当期末残高	62	62	321	14,387

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

###### イ. 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

###### ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

###### 貯蔵品

個別法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物及び建物附属設備については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4～18年

工具、器具及び備品 3～20年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

特許権 8年

商標権 10年

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② チャージバック引当金

第三者によるクレジットカードの不正利用等の理由で、将来、クレジットカード会社が当社に対して代金返還請求又は支払拒否がされ、その代金をショップの不正な売上請求や倒産等によってショップから回収できないと見込まれる損失額をチャージバック引当金として計上しております。

#### ③ ポイント引当金

「Pay IDアプリ」から対象の決済方法で商品を購入した購入者に対して付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しております。

#### ④ 関係会社債務保証損失引当金

関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

#### ⑤ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業損失に備えるため、関係会社の財務状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### (BASE事業)

主な収益はBASEショップの決済額に対して発生する決済手数料及びサービス利用料であります。購入者がショップの商品を購入し決済が完了した時点で履行義務が充足されるものと認識し、決済額に一定の料率を乗じた手数料等を収益として認識しております。また、月額有料プランにおける月額固定のサービス利用料については、契約期間にわたってサービスを提供することで履行義務が充足することから一定期間にわたって収益を計上しております。

なお、取引の対価は利用者により選択された決済手段に従って、クレジット会社等が別途定める支払い条件により、概ね1ヶ月以内に支払いを受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

(YELL BANK事業)

ショップの将来の売上を予測し、当該予測に基づき将来債権を買い取るによりショップオーナーに事業資金を提供する資金調達サービスを行っております。当該業務から生じる主な収益については、「金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号 2019年7月4日）」に従い収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

② 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、区分掲記しておりました「株式交付費」（前事業年度0百万円）、及び「コミットメントフィー」（前事業年度3百万円）は、金額が僅少となったため、当事業年度においては、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 関係会社に対する投融資の評価

##### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	3,679 百万円
関係会社短期貸付金	42 百万円
関係会社長期貸付金	150 百万円
貸倒引当金	150 百万円
関係会社債務保証損失引当金	408 百万円
関係会社事業損失引当金	295 百万円

##### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については、取得原価をもって貸借対照表価額としております。関係会社株式の評価は、実質価額を帳簿価額と比較し、実質価額の著しい低下の有無を判定しております。実質価額が著しく低下した場合には相当の減損処理を行っておりますが、回復する見込があると認められる場合には減損処理を行わないことがあります。

引当金については「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (3) 引当金の計上基準」に基づいて、損失負担見込額を計上しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際の関係会社の業績が見積りと異なる場合、翌事業年度の計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

#### (2) 繰延税金資産の回収可能性の評価

##### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	1,011 百万円
--------	-----------

##### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3.会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 150百万円

(2) 当座借越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の機動的な調達を行うため、取引銀行6行との間で当座借越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に係る借入未実行残高等は、以下のとおりであります。

当座借越極度額の総額	11,500百万円
コミットメントラインの総額	1,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	12,500百万円

なお、上記の当座借越契約及びコミットメントライン契約については、以下の財務制限条項が付されております。(契約ごとに条項は異なりますが、主なものを記載しております。)

各事業年度の決算期及び中間決算期のいずれかの末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額が、2019年12月期の決算期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の70%未満とならないこと。

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社短期金銭債権	280百万円
関係会社短期金銭債務	6百万円

(4) 保証債務

下記の子会社の取引先との債務に対して債務保証を行っております。

PAY株式会社	2,325百万円
want.jp株式会社	408百万円

## 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引 10百万円

営業取引以外の取引 1百万円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 2,751,336株

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金、関係会社株式評価損、投資有価証券評価損、ソフトウェア、減損損失、資産除去債務、関係会社債務保証損失引当金、関係会社事業損失引当金及び貸倒引当金の否認等であります。なお、回収可能性等を勘案し、回収可能性がないと判断されたものについては評価性引当額を計上しております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	PAY株式会社	所有 直接100%	役員の兼任	債務保証 (注1)	2,325	—	—
子会社	want.jp 株式会社	所有 直接94.2%	役員の兼任	資金の貸付 貸金の回収 利息の受取 (注2、3)	152 — 0	未収利息 関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金	1 42 150
				債務保証 (注1、4)	408	—	—

(注1) 債務保証については取引先との債務に対するものであり、取引金額は期末時点の保証残高を記載しております。なお、保証料は受領しておりません。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案し、決定しております。

(注3) want.jp株式会社への貸付金に対し、150百万円の貸倒引当金を設定しております。また、当事業年度において109百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(注4) want.jp株式会社の金融機関からの借入及び社債に対して、債務保証を行っております。なお、債務保証の取引金額は2025年12月31日の残高を記載しております。

債務保証に対し、408百万円の関係会社債務保証損失引当金を計上しております。なお、当事業年度において30百万円の関係会社債務保証損失引当金戻入額を計上しております。また、同社に対して40百万円の関係会社事業損失引当金戻入額を計上しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	122円21銭
(2) 1株当たり当期純利益	13円03銭

## 10. その他の注記

(重要な後発事象)

## 自己株式の取得

当社は、2026年2月12日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

### 1. 自己株式の取得を行う理由

当社は既存事業の持続的な成長やM&A及び提携等による非連続的な成長を実現するため、成長投資を最優先といたします。そのうえで、中長期的な企業価値向上に資する成長資金の確保と財務健全性の維持を前提とし、配当や自己株式の取得等の株主還元施策を機動的に実施する方針です。

かかる方針に基づき、株価動向等も勘案した上で、資本効率向上のため自己株式取得を決議いたしました。

### 2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	3,800,000株 (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 3.3%)
(3) 株式の取得価額の総額	1,000,000,000円
(4) 取得期間	2026年2月13日～2026年12月31日
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付

なお、大幅な資金需要の増加、インサイダー取引規制上の理由等により、一部または全部の取得が行われない可能性があります。

### (参考) 2025年12月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株息を除く)	115,096,321株
自己株式数	2,751,336株

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月16日

BASE株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 根 洋 人  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 貞 國 真 輝  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、BASE株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BASE株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月16日

BASE株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 根 洋 人  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 貞 國 真 輝  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、BASE株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書

## 監査役会監査報告書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査役監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月18日

BASE株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)

社外監査役

社外監査役

歌 川 文 夫

Ⓔ

山 口 揚 平

Ⓔ

星 千 絵

Ⓔ

以 上

**BASE**

**UD FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。